

平成28年度 第1回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成28年7月13日（水）13：30～15：30

場所 かでる2. 7 520研修室

1 開 会

・挨拶（北海道環境生活部くらし安全局長 成田 祥介）

2 議 題

(1) 報告事項

平成27年度北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について

(2) 諮問

第3次北海道男女平等参画基本計画の策定について

(3) その他

3 閉 会

1. 開 会

○三角女性支援室長 ただいまから、平成28年度第1回北海道男女平等参画審議会を開会いたします。

私は、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活課女性支援室長の三角でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、環境生活部くらし安全局長の成田よりご挨拶申し上げます。

○成田くらし安全局長 北海道環境生活部くらし安全局長の成田でございます。

北海道男女平等参画審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お暑い中、また、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。それぞれのお立場から、男女平等参画施策の推進にご理解、ご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、近年、急速な人口減少や少子高齢化の進展により労働力人口が減少していく中で、経済の活性化や地域づくりを進めていくためには、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要であるとして、昨年、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が施行され、道におきましても、ことし3月に北海道女性活躍推進計画を策定したところでございます。

また、国では、昨年12月、その根本となるべく第4次男女共同参画基本計画を策定し、男女が社会の対等な構成員としてともに責任を分かち合い、ともに活躍できる社会、すなわち男女平等参画社会の実現を目指して総合的な施策を進めておりますが、男女の仕事と生活を取り巻く状況、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応などさまざまな課題が存在しておりまして、世代を超えた男女の理解のもと、これらの課題を解決していくためには、真に実効性のある取り組みが求められているところでございます。

道におきましても、現行の第2次北海道男女平等参画基本計画の計画期間が平成29年度で終了することから、第3次計画の策定に取り組むこととしております。本日、審議会委員の皆様方におきましては、国の視点や道内の現状なども踏まえて、積極的なご審議を賜りたく、よろしくお祈りを申し上げます。

最後になりますが、皆様におかれましては、引き続き北海道における男女平等参画の実現に向けてお力添えを賜りますよう心からお祈りを申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

○三角女性支援室長

本日の出席状況についてですが、全15名の委員のうち12名の出席をいただいておりますこと、委員の2分の1以上が出席されておりますことから、北海道男女平等参画推進条例第28条第2項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

また、本日は、オブザーバーとして、男女平等参画を推進するため、道庁内に設置しております北海道男女平等参画推進本部の担当職員も出席しております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元には、本日の次第、審議会委員出席者名簿、推進本部幹事出席者名簿、配席図をお配りしております。また、さきに発送させていただきました資料1から資料4について、本日、お持ちいただくことをお願いしております。

あわせて、お手元には、3枚物の「第2次北海道男女平等参画基本計画」指標項目及び参考項目更新（平成23年度）をお配りしております。既にお送りしている第2次北海道男女平等参画基本計画の冊子の中の72ページから75ページに載っている指標ですが、平成23年度に見直しをしておりますので、今回、改訂した内容をお配りしております。

以上の資料がお手元におそろいでしょうか。

それでは、議事に入る前に、江別市の人事異動によって、千葉委員が退任され、後任に同じ

江別市の堂前委員が就任したことをご報告いたします。
それでは、堂前委員、自己紹介をお願いいたします。

○堂前委員 皆さん、こんにちは。

4月1日付の人事異動で千葉が男女共同の担当から外れ、その後任として私が担当になりました。江別市生活環境部市民生活課で市民協働を担当させていただいております堂前と申します。どうぞよろしく願いいたします。

4月以降、市民協働という観点から、男女共同参画について、日々、仕事をしておりますが、まだ日が浅いため、何分、理解が及ばない部分がありますが、どうぞよろしく願いいたします。

私は、3月までは子育て支援の仕事をしておりました。子育て支援という側面からの女性の社会進出などについては少しは理解できているのかなと思っておりましたが、それ以外のことについてはまだまだというところでございます。

皆さん、どうかよろしく願いいたします。

○三角女性支援室長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行は広瀬会長をお願いいたします。
会長、よろしく願いいたします。

2. 議 事

○広瀬会長 皆さん、こんにちは。

きょうも、議事の進行にご協力くださいますようお願いいたします。
それでは、議題1の報告事項に入ります。

平成27年度北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申し出について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告事項の平成27年度北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申し出についてご報告させていただきます。

まず、資料1をごらんください。

これは、条例第18条の知事への申し出と第20条の苦情処理委員への申し出についての統計データでございます。

道の推進条例第18条及び第20条に基づく申し出について、簡単に説明させていただきます。

これは、申し出対象が男女平等参画を阻害すると認められるものがあるときが対象となり、例えば、性別を理由とした差別的な取り扱いやセクハラ、DVなど、男女の人権の尊重にかかわる暴力的行為など、男女平等参画の推進を妨げる要因となるものが対象となります。

第18条は知事に対して申し入れるのに対し、第20条は苦情処理委員に申し出るものであります。

苦情処理委員に対する申し出につきましては、知事に対する申し出とは独立したものでございまして、第三者機関として道民や事業者などから直接申し出を受けるものとされております。

このほか、第18条の知事への申し出は、男女平等参画に係る道の施策への要望や法、制度の改正要望、女性の登用に関する意見なども対象としており、また、第20条の苦情処理委員への申し出につきましては、男女平等参画に係る道の施策に対する苦情も対象としております。

次に、申し出の方法についてでございますが、知事への申し出の場合は、方法のいかんを問わず、匿名や電話でも差しつかえないものとされているものに対し、苦情処理委員への申し出については、書面により、氏名や申し出の理由などを明らかにした上で申し出を受けることと

しております。

こういった申し出に対する対応ですが、知事への申し出については、みずから処置を講ずるほか、例えば、専門の相談機関や調停制度の窓口といった適切な対応機関を紹介するなど、関係機関と連携して処置を講ずることとしております。

それに対し、苦情処理委員制度につきましては、対応機関の紹介などを行うだけでなく、男女平等参画に全国的な知識を有する委員が申し入れ者に対して直接助言を行うことができるほか、道の施策に対する苦情に関しましては、道の関係機関に対して意見を述べることもできるとされており、道の機関は主体的な改善に努めることとされております。

知事への申し出の受け付け状況でございます。

平成27年度に北海道環境生活部道民生活課及び全道の14振興局の環境生活課において受け付けた件数は701件と、前年度に比べて43件減少しております。

裏面を見ていただきたいと思いますが、1のAの男女平等参画を阻害すると認められるものが全体の85%となっております。また、2番目の申出内容コード別受付件数でございますが、3の家庭の欄の34番の夫、パートナーからの暴力の申し出件数が最も多く、全体の約8割を占めております。近年では、同程度の80%前後で推移しております。道民等からの申し出は、平成13年度から環境生活部道民生活課及び14振興局で受け付けを開始し、平成14年度からは、配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター機能もあわせ持つこととなりまして、積極的にDV相談に対応してきたことなどにより、必然的に夫、パートナーからの暴力の申し出件数が増えているところでございます。

続きまして、資料2の北海道男女平等参画苦情処理委員活動報告書でございます。

平成27年4月から平成28年3月までの間における活動状況について、知事への報告として苦情処理委員から提出があったものです。

ページをめくっていただきますと、平成27年度については、苦情処理委員の名簿がございましたが、浅松弁護士、大鹿弁護士が就任しておりました。今年度につきましては、浅松弁護士が任期満了となりましたので、後任には三浦弁護士と引き続き大鹿弁護士に苦情処理委員に就任していただいております。

2ページ目をごらんください。

苦情処理委員からの具体的な報告内容となっておりますが、平成27年度については、苦情処理委員への申し出はございませんでした。ただし、苦情処理委員のお二方については、道で受け付けた701件の申し出内容について毎月見えていただいております、それぞれ助言等をいただいているところでございます。

また、下から9行目以降から次のページにかけて、苦情処理委員より、本制度の運用に関する見識が述べられております。知事への申し出件数は、先ほどのご説明のとおり、701件と高い数字で推移しており、男性中心型労働環境が依然として根強く残っていることなど、性差による固定的役割分担意識などが潜在的な課題としてまだあるのではないかとというご意見をいただいております。

現在、苦情処理委員への申し出につきましては、インターネット上でも行えるようになっております。氏名や住所を明らかにする必要があるため、申し出にためらいを感じている方もいるのではないかと想定しておりますが、個人情報について十分注意していることを含めて、今後とも、この制度の趣旨がより一層理解されますよう、周知に努めてまいりたいと思います。

なお、4ページ以降につきましては、平成13年度以降の申し出に係る状況とこの制度に関する資料を添付しております。

以上でございます。

○**広瀬会長** ただいまのご説明について、質問はございますでしょうか。

○**伴辺委員** 2ページに申し出がずっとないと記載されておりますが、周知されていないということではないかと思っております。例えば、これは道から出されているものですが、こういうものに入れていただければと思っております。私は、これを見たときに、結婚の希望をかなえるためのサポ

ートなどがあり、こういうこともやっているのだと思いましたし、知らない方が多いと思います。せっかく窓口を設けているのですから、ゼロというのではないかと思いますので、努力していただきたいと思います。

○**広瀬会長** 周知がまだ行き届いていないのではないかとというご指摘ですが、この点についてはどうでしょうか。広報に載せるなどは今までやられているのでしょうか。

○**事務局** 北海道の広報誌につきましては、最近、確かに載せておりません。道のホームページ等で周知しておりますが、今後、さまざまな方法を使って周知を図ってまいりたいと考えております。

○**広瀬会長** ほかに何かご質問はありますでしょうか。

○**武田委員** 周知していくときに、相談員が弁護士だということをどのように伝えていくのかがハードルになるのではないかと思いますので、意見を述べたいと思います。

当社では、4年ほど前から内部通報制度を始めて、通報先を弁護士事務所と内部通報の受付窓口にしてやっておりますが、4年やって弁護士事務所に行った通報は1件しかありません。社内窓口も、当初、私のところは人事にしていまして、非常に少なかったのです。ことしの春から民間の外部に委託して、一気に4年分の件数が2カ月で上がってくるという状態になっており、相談する側から見ると、弁護士はハードルがすごく高いのではないかと思います。

逆に、先ほどの知事への要望のところの夫、パートナーからの暴力については、組織できちんと受けとめていっているというご説明がありました。ですから、そういう違いが出ているのではないかと思います。すぐには難しいかもしれませんが、そういうご検討もされたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

もしないようでしたら議事を進めたいと思いますが、今のご意見を参考にしてご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、知事からの諮問事項がありますので、諮問を受けたいと思います。

○**成田くらし安全局長** 諮問文を読み上げさせていただきます。

北海道男女平等参画審議会会長広瀬玲子様。北海道知事高橋はるみ。

第3次北海道男女平等参画基本計画の策定について。

次の事項について、北海道男女平等参画推進条例、平成13年北海道条例第6号第8条第6項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

諮問事項。

第3次北海道男女平等参画基本計画の策定について。

諮問理由。

北海道は、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して、ともに責任を担うとともに、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、平成13年3月に北海道男女平等参画推進条例を制定しました。これを受け、平成14年度から平成19年度を計画期間とする北海道男女平等参画基本計画を平成14年3月に策定しました。その後、平成20年3月に、平成20年度から平成29年度を計画期間とする現行の第2次北海道男女平等参画基本計画を策定し、同計画に基づき、男女平等参画社会の実現に向け、施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

現行の第2次北海道男女平等参画基本計画の計画期間は平成29年度で終了するため、同計画策定後の男女平等参画社会の実現に関連するさまざまな状況の変化を踏まえて、第3次北海

道男女平等参画基本計画を策定していくに当たり、貴審議会の意見を求めるものです。

〔諮問書の手交〕

○**広瀬会長** ただいま知事から諮問があった件に関して、これから本審議会で審議をしていくわけですが、その前に、計画策定の進め方などに関して説明をお願いいたします。

○**事務局** ただいま、資料を配付させていただいております。

皆様のお手元に第3次北海道男女平等参画基本計画策定について、1枚物の表裏の資料をお配りいたしました。これに基づき、説明させていただきます。

まず、計画の性格についてでございます。

男女共同参画社会基本法という法律の第14条に、都道府県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならないということになっております。都道府県におきましては、男女共同、男女平等に関する基本計画の策定が義務づけられております。

それから、北海道男女平等参画推進条例に基づく計画でございますが、この条例の第8条第1項では、男女平等参画の推進に関する基本的な計画を定めなければならないとなっております。それから、第4項では、知事は、基本計画を定めるに当たって、あらかじめ北海道男女平等参画審議会の意見を聞かなければならないということになっております。こういったことを踏まえて、今回、第3次計画の策定を進めていきたいと考えております。

続きまして、計画策定の基本的な考え方でございます。

(1) 計画の期間につきましては、平成30年度から平成39年度までの10年間を考えております。ただし、男女平等参画に関する取り組みなどにつきましては、社会経済情勢の変化等に大きく影響を受けることもございますので、施策等に関しましては、おおむね5年後の見直しの検討を想定しております。

改定の方法については、今ございます道の2次計画をベースといたします。それから、国の第4次基本計画の中で強調しているところにつきまして、道の計画においても強調することを検討してまいります。それから、審議会の意見を反映させ、道民意見の反映ということでパブリックコメントを行う流れで改定を進めてまいりたいと思います。

それから、北海道女性活躍推進計画の一体化についてでございますが、先ほど局長の挨拶の中にもございましたとおり、女性活躍推進法に基づく北海道女性活躍推進計画をことし3月に策定いたしました。これにつきまして、第3次の計画の中に盛り込んでいくことを想定しております。

続きまして、事務局が想定した全体スケジュールでございますが、本日、ただいま諮問させていただきました。今後、約1年間の時間をかけ、来年6月まで審議会による審議をいただきたいと思っております。そして、来年7月に答申をいただきたいと考えております。その後、その答申に基づき、北海道としての素案を作成します。そして、それを道民意見、いわゆるパブリックコメントにかけて道民意見を把握していくこととなります。その後、議会議論等がございますが、12月には第3次計画を決定し、平成30年度からは新たな計画を施行していきたいと考えております。

裏面をごらんください。

具体的に審議会における審議の進め方を事務局として想定したものでございます。

本日、今年度第1回目の審議会においては、この後、国の計画で強調しているところ、変更点などをご説明させていただいた後、いろいろな意見交換をいただきたいと思っております。それから、ことし9月には、例年、この時期にやっているものですが、現在の第2次計画の施策推進状況、参考項目の説明をさせていただきまして、その後、国の第4次計画を踏まえて事務局が示した方向性などについてご審議いただければと思います。次に、11月では、事務局から骨子や指標などを提示させていただき、ご審議いただければと考えております。その次は来年2月になりますが、答申のたたき台等を提示させていただいて、ご審議いただきたいと考えております。それから、年度はかわりますが、来年6月には答申案を提出させていただき、ご審議いただきたいと考えております。最終的には、来年7月に答申を受けるという想定でございま

す。
以上です。

○**広瀬会長** ありがとうございました。
ただいまの説明について、ご質問はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、審議に入ってまいります。本日は、昨年12月に国が策定した第4次男女共同参画基本計画について、皆様の率直なお考えを伺いながら意見交換をしたいと思っております。

それでは、事務局から、国の第4次計画についての説明をお願いいたします。

○**事務局** まず最初に、資料3の国の第3次計画と第4次計画の対比表をごらんください。A3判の大きな紙です。

これは、左側に前計画である第3次計画、右に昨年12月に策定された第4次計画の各項目の対比を表にしたものでございます。

第4次計画は、4本の柱を立て、第3次計画の計画分野を包含、統合しているところがあります。これは、第3次計画のときに目的が違う計画分野が混在しており、計画全体のターゲットがわかりにくいという意見があったことから、目的別大分類となる4本柱を設定したものと聞いております。また、計画の施策が広範囲にわたり、特に重点項目がわかりにくいことから、男性の視点を計画全体にわたる横断的な視点に位置づけております。

また、防災、復興に特化した項目立てなどをしました。

詳しく中身を見てみますと、第3計画の第3分類の男性、子どもにとっての男女共同計画のうち、子どもに関して言えば、第4次計画の第7、第8、第10分類にそれぞれ分割され、第3次計画の第4分類の雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保と第5分類の男女の仕事と生活の調和については、第4次計画の第3分類の雇用等における男女共同の推進と仕事と生活の調和に統合され、第3次計画の第6分類の活力ある農村、漁村の実現に向けた男女共同参画の推進と、第14分類の地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進が第4分類の地域、農村、漁村、環境分野における男女共同参画の推進に統合されました。そのうち、先ほども言いましたが、防災については、第11分類に独立して項目立てされました。

また、第3次計画の第7分類の貧困など生活上の困難に直面する男女への支援と、第8分類の高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備が、第4次計画の第8分類、貧困、高齢、障がい者等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備に統合され、第3次計画の第11分類と、男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育、学習の充実と、第13分類のメディアにおける男女共同参画の推進が第4次計画の第10分野の教育、メディア等を通じた意識改革、理解の促進に統合されております。

次に、資料4をごらんください。

これは、第4次男女共同参画基本計画の概要版でございます。

第4次計画は、平成27年12月25日に閣議決定され、平成37年度末までの基本的な考え方、並びに、平成32年度末までを見通した施策の基本的方向及び具体的な取り組みを定めております。

第4次計画では、目指すべき社会として、①個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力のある社会、②人権が尊重される社会、③男性中心型労働慣行が変革され、仕事と生活の調和が実現する社会、④国際的な評価が得られる社会の四つを位置づけております。

第4次計画で改めて強調している主なポイントとして、一つ目として、女性が活躍する上では、多様で柔軟な働き方が選択できるかどうかが鍵であることから、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等、あ

あらゆる場面における施策を充実させる。

二つ目として、あらゆる分野における女性の参画拡大は、社会の多様性と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保することから、極めて重要です。このことから、女性採用・登用の推進を目的とした取り組みや将来的指導者としての地位へ成長していく人材の層を厚くするための取り組みを進めることとしております。

三つ目として、女性の活躍の裏では、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上困難な状況に置かれている女性についてもきめ細やかな支援が必要であることから、そのための環境整備について対応した施策を盛り込んでおります。

四つ目として、東日本大震災では、被災地において、救助、救援、医療、消火活動及び復旧、復興等の担い手として多くの女性が活躍した一方で、物資の備蓄、提供や避難所の運営等において、女性の視点に立った対応が十分ではなかったなどさまざまな課題が明らかになったことから、防災、復興関連の資料を充実させたものとなっております。

五つ目として、女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に応じたあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの強化をうたわれております。

六つ目として、国際的な規範、基準の尊重や国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して、国際社会の中で我が国の存在感を高める内容が記載されております。

最後に、地域の実情を踏まえた主体的な取り組みが展開されるよう、地域における推進体制の強化などを盛り込んでいます。

以上が第4次計画で改めて強調している点でございます。

構成としては、第4次計画における政策目的を明確化し、効果的な推進を図るため、一つ目としてあらゆる分野における女性の活躍、二つ目として安全・安心な暮らしの実現、三つ目として男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、四つ目として推進体制の整備、強化という四つの政策領域を大きく柱として定めております。

政策領域の1から3の下には、重点的に取り組む12の個別分野を設け、実効性のある具体的な取り組みを進めることとしております。

それでは、各個別分野について、簡単にご説明させていただきます。

ご持参いただいた第4次男女共同参画基本計画という白い冊子をごらんください。

まず、6ページをごらんください。

政策領域Ⅰの「あらゆる分野における女性の活躍」であります。

第1分野の「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」についてですが、ここは国が強調している視点の一つでもあります。女性の活躍や男女がともに暮らしやすい社会を実現するためには、長時間労働や転勤を当たり前にするような働き方等の男性中心型労働慣行の変革が必要であるという考え方のもと、長時間労働の削減など働き方改革、家事、育児、介護等への参画に向けた環境整備、男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブアクションの推進による男女間格差の是正等について記載しています。これが是正されることで、男女がともに働き方、暮らし方、意識を変革し、仕事と生活の調和が図られて、男女がともに暮らしやすい社会の実現を図るものでございます。

次に、12ページをごらんください。

第2分野の「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」であります。ここも国が強調している視点の一つであります。

政府は、13年前、いわゆる2020年30%を目標に挙げたものの、この目標は必ずしも国民運動と呼べるほどまでではなく、社会全体で共有されず、現在の内閣で女性活躍が最重要課題の一つとなったことでようやく流れが変わり出し、これをチャンスと捉え、女性参画拡大の動きをさらに加速するため、指導的地位に女性が占める割合を30%となるよう期待し、あらゆる努力を行うとともに、女性参画が遅れている分野については、将来、指導的地位に成長していく人材を厚くするため、取り組みを大胆に行い、将来の30%目標に着実に結びつけていく重要性を政治、司法、行政、経済等の各分野毎に記載しているものでございます。

次に、26ページをごらんください。

第3分野の「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」であります。これ

は、M字カーブ問題の解消等に向け、ワーク・ライフ・バランス等の実現、均等な機会、待遇の確保対策の推進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正、非正規雇用労働者の処遇改善、再就職、企業支援等について記載しております。

次に、38ページをごらんください。

第4分野の「地域、農村、漁村、環境分野における男女共同参画の推進」であります。

地域活動や地域創生における女性の活躍推進に向けた環境の整備、農村、漁村における女性の参画拡大や、女性が働きやすい環境の整備について記載されているところがございます。

次に、46ページですが、第5分野の「科学技術、学術における男女共同参画の推進」であります。

ここは、国際競争力を維持、強化し、多様な視点や発想を取り入れるため、女性の科学技術・学術分野での活躍が重要との観点から、女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備のほか、そもそも諸外国に比べて女性研究者の割合が低水準にとどまっていることを踏まえ、女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成について記載されているところがございます。

次に、政策領域Ⅱの「安全・安心な暮らしの実現」でございます。53ページをごらんください。

第6分野は、「生涯を通じた女性の健康支援」であります。

男女が互いに性差に応じた健康について理解し合い、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取り組み、男女の性差に応じた健康支援の取り組みを総合的に推進するための取り組み、医療分野における女性参画拡大などについての記載がされております。

次に、63ページをごらんください。

第7分類は、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」であります。

ここは、国が強調している視点の一つでもあります。

ことし5月に、東京都小金井市で女性アイドルがストーカーに刺され、大けがを負った事件は記憶に新しいところですが、女性に対する暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取り組みを推進し、暴力の根絶を図ることが必要です。

このため、予防と根絶のための基盤づくり、配偶者等からの暴力防止等、ストーカー対策、性犯罪対策、子どもに対する性的な暴力根絶、売買春対策、人身取引対策、メディアにおける性暴力表現への対策等について記載されており、女性に対する暴力をめぐる多様化に対応し、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、取り組みを強化するという趣旨であります。

次に、84ページをごらんください。

第8分野は、「貧困、高齢、障害者等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」であります。

ちなみに、ここも国が強調している視点の一つであります。

安全・安心な暮らしを実現する上では、貧困など生活上困難に直面する女性等への支援も重要な課題の一つであります。就業支援や経済的支援、生活困窮世帯への子どもへの学習支援など、ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくりや、若者、子どもの自立に向けた力を高める取り組みについて記載されております。

また、高齢者の就業促進や社会参画の促進、医療、介護保険制度の効率化など、高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備、さらに、性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている方々への対応について記載されております。

次に、政策分野Ⅲの「男女共同参画に向けた基盤の整備」に入ります。

91ページをごらんください。

第9分野は、「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」であります。

ここでは、男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度、慣行の構築が必要です。働きたい人が働きやすい中立的な税制、社会保障制度、慣行、家族に関する法制等の検討のほか、待機児童の解消、介護離職ゼロ等の実現に向けた育児、介護の支援基盤の整備等について記載されております。

次に、94ページをごらんください。

第10分野では、「教育、メディア等に通じた意識改革、理解の促進」であります。

男女共同参画社会を実現していく上では、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成など大きな課題となります。その取り組みの根幹となる国民的広がりを持った広報、啓発の展開や、男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育、学習の充実等について記載されております。

次に、103ページをごらんください。

第11分野では、「男女共同参画の視点に立った防災、復興体制の確立」であります。これも、国が強調している一つであります。

第4次計画は、震災後初の計画であります。東日本大震災では、被災地における救助、救援、医療、消火活動及び復旧復興等の担い手として多くの女性が活躍しました。一方、物資の備蓄、提供や避難所の運営等において、女性の視点に立った対応が十分でなかったなど、さまざまな課題が明らかになりました。

それらの経験から、そもそも、防災、復興における政策方針決定過程への女性参画が不可欠であること、災害対応における男女共同参画の視点が重要であることや、それらの実現のためには、多様な主体による平時からの連携が重要であることが認識されたことから、防災、復興を一つの独立した分野として立てるとともに、防災施策への男女共同参画の視点の導入、国際的な防災協力について記載されております。

109ページをごらんください。

第12分野では、「男女共同参画に関する国際的な強調及び貢献」であります。

ここは、女子差別撤廃条約等国際的な規約、国際会議等における議論への対応や、男女共同参画に関する分野における国際的リーダーシップの発揮について記載されております。

最後に、113ページをごらんください。

政策領域Ⅳですが、推進体制の整備、強化であります。

男女共同参画の実現に向け、基本計画で挙げる広範かつ多岐にわたる取り組みを着実に展開し、実効性を確保するためには、国、地方及び民間における推進力を一層強化することが必要であることから、国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ施策の企画立案及び実施のほか、地方公共団体や民間団体等における取り組みの強化等が記載されております。

以上で、第4次計画の説明を終わらせていただきます。

○広瀬会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問をお受けしたいと思っております。意見は後に回していただいて、質問があればお願いいたします。

非常にボリュームがあり難しい内容ですので、そう簡単に理解できないと思っておりますが、ご質問がなければ、中身を理解する上でも、事務局が出している資料4に第4次基本計画でとりわけ強調している点が①から⑦まで書き出してあります。これから、この一つ一つについて、皆様の自由なご意見を伺いたいと思っておりますので、そちらに議論を移します。

それでは、一つずつやっていきたいと思っております。また、最後の⑥と⑦はまとめてやります。

まず、①ですが、女性の活躍推進のために男性中心型の労働慣行を変革して、職場、地域、家庭からあらゆる場面で政策を充実させるという点です。これは、第4次計画で非常に強調されておまして、働き方改革という言い方もされております。

この点についてご意見のある方はいらっしゃいませんか。

○三浦委員

特に変えていきやすいところは男性の育児休業の取得率を上げていくことですが、現状は、第4次計画の7ページ目にもあるように、男性の育児休業取得率が国家公務員で平成26年度は3%、地方公務員はもっと低くて1.5%、民間が意外と高く2.3%になっています。公務員だと、運動をすれば比較的とりやすい状況がつかれるのではないかと思います。

○**広瀬会長** 男性の育児休業取得率を上げる方法を考えるべきだというご意見ですが、①に関して、ほかにいかがでしょうか。

高山副会長、何かございますか。

○**高山副会長**

私ども道経連としても、去年から、働き方改革と女性の活躍推進をテーマとしていろいろと取り組んでいるところでございます。労働局が主体となって、各経済団体や労働組合等も参加した中で働き方改革のための協議会も起こしております。その中では、共同宣言的なものもつくっております。

経済界としては、労働の皆さんもそうだと思いますが、働き方改革という視点には力を入れてやっていかなければならない項目だという意識を皆さんも持っているところだと思いますが、北海道自体は、今のところ、全国と比べて労働時間が長いような状態です。そこら辺も含めて、特に北海道は長時間労働の削減の運動を強く展開していかなければならないのだろうと思っております。

国でも1番に上げていますとおり、ここの運動をうまく起こして、長時間労働の削減等々を解決できれば、女性の就労継続もできるのではないかと思います。何か一つということではないでしょうけれども、こういったことについては全般的に力を入れて推進していかなければならないのだろうと考えております。

そのためには、単に道庁ということではなくて、経済界などが協力しながら進めていくことが大切ではないかと思っております。

○**広瀬会長** ほかにいかがでしょうか。

私から、一つだけ考えを述べさせていただきます。

例えば、極端なことを言えば、男性の育児休業取得率を上げようとしたら、義務化されればいいのです。例えば、3カ月は休暇をとりなさいという方針をもし政府が出せば上がるわけです。ただ、そこまで行っていないというのが恐らく今の段階で、ではなぜ男性の育休取得がふえないかといいますと、長時間働かないと評価されないという労働慣行があるわけです。さっさと職場を切り上げれば、あいつは働いていないと思われるような雰囲気職場にあり、まして育休などをとると言ったら出世コースから外されるという実情がまだまだあるので、多分、公務員の間でも広がらないのではないかと思っております。

ですから、その根幹をどう変えるかとなりますと、単純に男性の意識が変わればと言いますが、今の労働慣行の中ではそんなに意識が変わらないと思います。この計画の視点では、そこが私にとっては物足りないという気がしております。

極端な意見を申し上げました。実際に、そのように男性の育児休業を義務づけている国もあります。

①について、ほかにご意見はございますか。

○**遠藤委員**

私は建設業に従事していますが、入札する際に、会社から総合評価で点数化されますが、あったかファミリー応援隊に登録していると点数が少しふえます。それは、男性の育児休暇をとりやすくすると応援隊に登録されるということです。そういった意味では、当事者としては若干強引なやり方かと思いつつも、このぐらいのことをしていただかないと、建設業としては男性が育休をとるのは難しい状態でしたので、少しは進んでくると思います。

○**広瀬会長** そのあったかファミリー応援隊というのは、どういう趣旨の事業ですか。

○**三角女性支援室長** 北海道あったかファミリー応援企業登録制度というものを道の経済部で制度化しております。こちらに登録していただくと、何点かの優遇制度があるというものでございます。内容的には、次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出して

いただきます。

そのほか、育児・介護休業法に定めている各休業制度と同程度の内容を就業規則に規定することとなっております。

もう一つは、一般事業主行動計画に盛り込んだ内容を道のホームページなどを使って広く世間に周知することを企業登録の条件としております。こちらの優遇制度として、先ほどお話がありました建設工事などの入札参加資格に加点されるなど、いろいろな優遇がなされている制度でございます。

○浦澤委員 私は、オホーツクの田舎のまちで暮らしておりますので、札幌とはまた違うような問題が顕著に見える面もあるかと思えます。今までの話題とはちょっと違う観点で、税制と社会保障制度についてお話しします。

ああいう田舎だと、若い方はいずれ結婚するのだからそれまで、結婚したら子どもが生まれるまで、子どもができた子どもが大きくなるまでというような、自分が中心の人生ではないような、いつもほかの人中心の生活をされているような女性たちがたくさんいらっしゃいます。そういう方は、能力があっても月8万円以上稼げない、稼ぎたくないと言うんです。一生扶養でいることを選ぶというか、選ばされるというか、それが普通だと思って暮らしておられる。ですので、きちんと働いて、スキルになるようなことをして、将来的なことを考えられたらいいのではないですかとアドバイスしても、私は8万円でもいいのですと。いずれ、結婚が破綻したり、いろいろなトラブルが起きたり、お子さんが大きくなったりしたらますます身動きがとれず、その生活から抜け出すことができないという方たちが非常に多いのに、月給8万円の扶養枠を超えたら損だとおっしゃる。そうではないような税制や社会保障制度、年金も国民保険もそうですが、そうになっていけばいいなというも思っております。

○広瀬会長 そろそろ②に移りたいと思いますが、今の浦澤委員のご指摘は私も常々感じております。103万円の壁や130万円の壁が非正規でしか働かない女性を生み出していて、ある意味で保護していると思えます。恐らく、ここを変えない限り女性たちはちゃんと働かないと思っております。

それでは、②に移らせていただきます。

あらゆる分野における女性の参画拡大に向けたポジティブアクション、女性採用、登用の推進、指導的地位になる人材を養成するということがうたわれておりますが、この点に関してのご意見を伺いたいと思えます。よろしく申し上げます。

○堂前委員

あらゆる分野の女性の参画拡大について、計画の中に審議会の女性の割合の指標が出ています。当市の調整審議会の登用率は、たまたま資料を持ってきたのですが、江別の場合は25%です。全国の指標では36%、北海道の資料を見ると32.6%となっており、当市よりはずっと高い数字です。江別においても登用率を上げようと努力していますが、なかなか上がっていきません。

最近、私が所管している市民生活課でも、審議会を一つ立ち上げる必要がありまして、市民委員を募集しました。それで、男性からは7人の応募をいただきましたが、女性は1人でした。たくさんの女性に応募をいただきたいのですが、いかんせん広がりを見せていきませんので、それは何が原因なのかを考えています。開催時間の配慮が足りないのか、託児機能なのか、PR不足なのか、いろいろな面が考えられると思えます。当市の審議会全体を見ても、女性の登用率がなかなか上がってきません。市のまちづくりに関しても、女性の意見がなかなか出てきづらい環境にあるところがあり、今後、女性の審議会の登用を拡大するにはどう取り組んでいかなければいけないのかが悩みの種です。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

○森崎委員

先ほど浦澤委員や会長、堂前委員のお話にもありましたが、女性自身の意識かと思います。男性の意識改革が言葉としてうたわれてきておりますが、ふだん、女性の就労支援をしている中で、103万円の壁、130万円の壁があります。そこは、政府の対策で、この秋に少し変えようとしているところだと思っておりますが、それでも、頼っていたいなど女性自身の意識の問題があり、生まれ育った環境の中でいわゆる性別役割分業が植えつけられてしまっているところに、男性ばかりに意識を変えろと言っても変わらなくて、女性自体の意識改革が先なのではないかという気がしております。

それで、釧路では、釧路市の協力を得て、女性就労に関する講座や女性リーダー講座などをしていて、少しずつ根が浸透してきている状態です。そうした小さな活動をたくさんやっていくような施策があればいいと思います。例えば、女性に委員会に参加しなさいと言ってもなかなか声を上げづらいですし、ようやく当てられてもぞもぞしているのが現実です。ですから、内輪の人間から少しずつ声を上げていきやすいような施策があればいいと感じるところです。

○広瀬会長 ②についてはほかにございますか。

○伴辺委員 M字カーブが大分改善されてきたとは言いますが、育児、出産のところではそうではないと思います。それから、諸外国と比べて、日本の男性の家事、育児に対する時間の少なさがすごく挙げられていると思います。だから、働きたいと思う方はいらっしゃると思いますが、自分の体のことを考えると、一時やめようかというのは今もあるのではないかと思います。

103万円の壁や130万円の壁については女性自身のこともありますが、根本的に、家事は妻がやるものだと思っていらっしゃる男性が依然として多いのではないかと思います。だから、もしお互いに働いていたら、平等に家事と育児を分担していけばM字カーブがひどくならないような気がいたします。

それから、先ほど育児休暇について話がありました。大企業、公務員はいいと思いますが、中小企業ではなかなか難しいと思います。そこで、私ども苫小牧では、企業の方をお呼びして、経営者ともお話しして理解を深めていただく方向性をとっていますが、家事、育児に対する男性の協力がもう少し必要ではないかと思います。

○広瀬会長 ほかにございますか。

○武田委員 今の件で、私はレストラン業をやっている会社の人事なので、パートタイマーが6,000人ぐらい働いているという状況の中で、ことし10月に社会保険の加入基準が週20時間になるということで、今、各事業所で聞き取りを行っています。そこで出てくるのは、社会保険に入るのだったらアルバイトをやめろとご主人に言われるということが結構あります。

たくさん委員のお話にもありましたように、女性が経済的に自立できるような働き方をどうつくっていくかというところに取り組みないと、男性の意識を変えらなくても生活が成り立たなかったらどうするのだという話になります。結局、それだったら仕事をやめなさいという話になっていきます。

それから、103万円の壁もそうです。103万円というと、今、時給を1,000円にしようとしていますから、年間の労働時間数が非常に少なくなっていくですし、そこで重要な地位を高めるということは当然あり得ないという話になっていきます。ですので、余り働かないで、重要なことはしないで働いてくださいということに通じてしまいます。つまり、正規で働く社員もそうですが、パートタイマーで働く人たちがもう少し経済的に自立していくための施策は、広瀬会長がおっしゃったように、国である程度やらないと非常に難しいと思います。

それから、労働時間についても、私どもの職場では世間一般にブラック企業と言われたりしていますが、労働時間の長さに関しては物すごく闘っているつもりです。難しいのは、税金や保険に入らなければならないので働く時間を少なくしていかなければいけない、営業時間は決まっている、そうすると誰が働くという話になってきまして、結局、一部の人たちだけが働くという構図になっています。

そこで、一番犠牲になるのは休みです。労働時間の長さよりも、休まずに働くという方向に行っています。この辺は自分のところに返ってくるといろいろな問題がありますが、極端な話、国の政策で休みに出勤したら罰金を取るぐらいにしないと変わっていかないのではないかと感じています。

○山崎委員 私も皆さんの話と全くかぶりますが、税制や社会保障制度の問題だとすごく感じています。103万円の壁、130万円の壁が女性の社会進出をすごく阻害していると感じています。そういった意味では、あらゆる分野の女性進出ということであれば、立法府に女性をふやしていかなければいけないと思っています。法律を変えないとどうにもならないと思っていますので、第4次基本計画でこんなことを言うのであれば、女性の国会議員をもう少しふやすような努力をしてもらいたいと思います。

それから、地方自治体で考えれば、各自治体で女性が働きやすくするにはどうするのか、その自治体に存在する各企業の努力だと思っています。女性活躍推進法ができてから、取締役などに女性をふやしたりする動きがあると思います。会社の決定機関に女性をもっとふやして、女性が働きやすくなる制度を導入すべきだと思います。

それから、M字カーブのMの右側はほとんどが非正規雇用です。職場に復帰する数はふえるけれども、その内実は、左側は正社員でも、谷底に行って、今度、右側は非正規になってしまいますので、どんと落ちて非正規にならず、普通の台形になるような企業努力をこれから考えていかなければいけないと思います。施策の中でも、そういうことをやった企業にはいいことをしますよ、入札などのポイントが上がりますよということが自治体でもできると考えていました。

○広瀬会長 時間もありますので、③に移ります。

これは、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援です。そして、女性が安心して暮らすための環境整備です。恐らく、このあたりは、ひとり親家庭などがこういう困難に直面していると思います。

このあたりについて、ご意見はいかがでしょうか。

○山崎委員 私どもはシェルターをやっていますが、多くの女性が子どもを連れて逃げてきます。シェルターに逃げてくるときは、職場を追跡されてしまうので、ほとんどの方が仕事をやめて出てこられます。そうすると、シェルターを出た後は、生活保護をもらいながら非正規雇用、またはダブルワーク、トリプルワークをして、子どもは夜中も1人という状況で、相当凄惨な生活をしているし、年収は200万円を切っています。そういった中で児童扶養手当がどんどん削減していくという国の施策もあり、本当にあえいでいる状態です。

それから、生活保護を受けて、非正規雇用で働かなければならない、子どもは優秀で大学に行けるのに、でも学費を出せない、生活保護を受けていると世帯分離をしないと子どもを大学にやらせられないということで、貧困の連鎖がすすまじい状態になっています。そういった中で、働け働けと言われても、非正規しかないので、シングルマザーやシングルファザーが安心して暮らせるような経済的な援助を国に考えてもらいたいと思っています。

それから、障がいを持った人や外国籍の人などへの情報が届かないということもありますので、そういったことについても考えていかなければいけないと思っています。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

○森崎委員 私は、ふだん、釧路のハローワークのマザーズコーナーというところにいます。マザーズハローワーク事業の一環として、地方所にもマザーズコーナーがあります。そこは、要は家庭と両立しながら仕事探しをしたいという方たちに予約相談をする場所ですが、そこに毎月報告を上げています。そこに来られる半分ぐらいはひとり親ですが、就職率から言うと、ひとり親の方のほうが就職率がずっといいのです。子育て中のお母さんは、あればやるぐらいの感じで、ひとり親の方たちは必死です。必死ですが、先ほどからお話が出ているように、年収200万円にも満たないような仕事をやったりとか、短期間の仕事を何とかつなげながらやっています。私たちの仕事は、つなげながらやっても、アフターフォローをしながら、自立ができるようにというところまで持っていくような仕事をさせていただいているところです。ただ、意識的にはすごく高いので、そういう支援を続けてやっていくことはすごく大事ですし、何名が正社員になったかという報告が今年度から義務づけられておりますので、そこら辺も国としては力を入れているところだと感じているところです。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 では、④に移らせていただきます。

これは、今回、新たに盛り込まれた事柄で、防災や復興対策に対して女性の視点をとにかく生かさなければならぬということがあります。この点に関して、何かご意見はございますでしょうか。

○広瀬会長 もしなければ、私の経験を発言させていただきます。

実は、東日本大震災が起きたときに、女性の下着を1点でいいからここに送ってほしいというネットワークがありまして、そこに協力いたしました。それは、やはり女性たちが立ち上げたグループで、非常にピンポイントですが、とても重要なことだったと思っています。これは、恐らく男性だけだったら思いつかないことではないかと感じていました。ですので、防災、復興の際に、女性がそんな声を上げられるようなシステムをつくる必要があると思います。

例えば、復興委員会に女性がどれぐらい入っているのかは非常に大きな指標だと思っております。というのは、私は、去年の秋に、地震で流されてしまった東北地域に行ってきましたが、復興といっても、ずっと仮設住宅住まいです。仮設住宅から歯が抜けるように出ていく人がいますが、依然としてたくさんの方がそこにいます。

ある女性が言っていたのは、流されたところでは盛り土をいっぱいしていますが、あんなに盛り土をするぐらいならちゃんと家を建ててほしいということでした。仮設ではなくて、ちゃんとした住宅を提供してほしいということでした。恐らく、あそこは、歴史的に津波が何回も来る地域なので、おばあちゃんいわく、ちゃっちゃと建てて、流されたらまた建てればいいのかと言うのです。彼女たちの歴史のリズムはそうなっていて、立派なものは要らない、でも、最低限の人間が暮らせるようなちゃんとした戸建ての家が欲しいということでした。

女性は、あしたから何を食べさせようとか、何をつくろうとか、そういう発想をします。男性たちは、もっと大がかりに、ここの建物をもう一回復興させなければいけないとか、そういう発想が先に立つと思います。復興会議の中に女性はいるのですかと言ったら、一人もいませんと言われてしまいました。ですので、これからはそういったことが求められていると感じています。

ほかの方はいかがでしょうか。

○武田委員 うち、東北のときも、先日の熊本のときにもお店が被災しております。そのときの状況を見ると、社員は男性中心なので、考えることは、とにかく早く営業を再開させたいというほうに向いていきます。女性の場合は、誰々さんがどうなっているとか、誰々君がどこか

に避難しているとか、そういうほうに向いていきます。これは、みんながみんなそうだとはいませんが、それぞれが持った能力だと感じています。

それから、最初に被災が起きると、何かをしなればということですが、男性目線では動いていないので、東北のときも、情報通信網が壊れていたこともあります。大分たってから女性社員に、実は生理用品などがなくて困っているのだと恐る恐る出てくるわけです。そう思ったので、私は、女性社員に聞いてほしいと指示して、ようやく出てくるという感じでした。ですので、こういうところに女性が入っていないと、片落ちどころか相当のものが抜けていて、ほとんど一点しか見ないで何かをやっているということに陥るのではないかと思います。

熊本の震災のときも、東日本大震災の経験からか、今回は物資が現地に入ってくるのがすごく早かったと思います。ただ、うちの従業員が一番困っていたのは、給水車は来るけれども、もらうものがない、ポリタンクがない、そういうものの用意がないということでした。ですので、そのうち帰っていってしまうということがあって、一生懸命、ポリタンクを集めたのですが、気づいたときには売っているものがないということでした。ですので、うちの緊急対策チームにも女性スタッフを入れておかないとダメなのだというのは、2回繰り返した結果でようやく結論が出ました。

○**広瀬会長** ④について、ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** もしなければ、⑤に移りたいと思います。女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、暴力の根絶に向けた取り組みを強化ということです。これはまず、山崎委員に発言してもらいたいと思います。

○**山崎委員** 女性に対する暴力の根絶を目指して運営しているのが私たちの組織ですが、私たちは、女性が個人加盟できる労働組合とDVシェルターの二つを両輪として活動しています。先ほど、第18条に基づく申し出状況が出ておりましたが、DVに関しては各DVセンターでの相談がすごく多いと思います。職場でも、セクハラからパワハラになり、被害者がやめざるを得なくなったという相談が実は私たちのところには非常に多くて、こういう相談も北海道にしてほしいと思います。

私たちがやっていることは、暴力の根絶に関しては、一つは若年層に対する啓発活動で、これはすごく大事だと思っています。できれば小学校から学校の授業の中でやるのが一番いいと思っています。

それから、被害者の保護ですが、保護しても保護しても数が減っていかないという状況の中で若年層に視点を置いています。

もう一つ、最近すごく思うのは、やはり被害者の多様化です。高齢の被害者です。また、DVについても周知され始めてきています。障がいのある方の保護や外国籍の保護、難病がある人などいろいろな人がいて、一つの機関だけではとてもではないけれども、対応できない、ありとあらゆるプロフェッショナルが寄ってたかってその人を支援していかないとDV被害者や性暴力の被害者は支援できない状況になっています。

これは国の計画ですが、自治体でやってもらいたいことは、外国籍の人に関する広報が全然ありません。国はありますが、大ざっぱに書いてあるだけで、札幌市にあるかということ、英語もなければ中国語も韓国語もないという状態で、北海道もそうです。

そこで、私たちに来るときにどうやって来るかということ、たまたまシェルターがあることを知った外国籍の人と同じ国の人の口コミで初めて知ってうちに逃げてくるので、来る方はフィリピン国籍の方ばかりということがあります。それから、インドネシアの人が来たら、彼女の紹介でインドネシア国籍の人が来るという感じです。ですので、インターネットを調べても全く多国語対応になっていないので、多様化する暴力被害者を施策で上げるのであれば、インタ

ーネットも含めて、外国籍の多国語の広報活動を施策の中に取り入れてもらいたいと強く思っているところです。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

○浦澤委員

私は、教員をしておりましたので、いまだに子どもたちからいろいろな相談を受けることがあります。ちょっと気になっているのは、暴力に縁のある女の子は、それを繰り返すという実感があることです。若いころから殴る男とばかりつき合うような女性は、やっと別れられたと思ったら、また次もそういう人と付き合うということが多くて、本人たちは見抜けないと言います。暴力に縁のない子はずっと縁もなく、そんな世界もあるのねということになります。突発的なものは別として、日常的な暴力を受けやすいような何かがあるのかと思ったりもします。

それから、共依存の問題です。女性から相談があつて、シェルターを紹介して、もう逃げられたらいいのではないですかと言うと、もう逃げますというところまで行って、本当にいいところまで行きますが、やっぱりやめますとやってやめられる方も多くて、また殴られる家に戻っていかれる。どうしたら暴力から離れて生きていけるような手助けができるのだろうかと思いますが、気持ちがわからないところがあります。

もう一つ、反対に家庭内で女性が男性の人権を無視しているのではないかという問題も見ることがあります。結局家庭内ではある種のパワーを持っている側が支配するような構図ができやすいのではないのでしょうか。暴力も含めた人権侵害のようなことがまだまだたくさんあると思っております。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

浦澤委員の発言の中で、暴力から逃げようとしても逃げられないというのは、私も本なんかで読みましたが、結局、殴られているときは嫌だと思っても、ちょっとだけ優しくされれば戻ろうかとなってしまうという悪循環が絶ち切れないと物の本にも書いてあります。それは、女性自身もそのことに気づかなければならないような気がします。

恐らく山崎委員のほう詳しいと思いますが、逃げてくるというのは、相当な覚悟で、全てを捨てて逃げてくるわけです。

○山崎委員 まず、私たちがやっているのは、逃げたいのだけれども、いろいろな条件で逃げられないという人に関しては、いろいろな社会資源を使えるという情報提供をして、安心して逃げてこられるよという話をします。ただ、逃げて戻ってしまうという人に多いのは、子どもの成育歴の中で、暴力的な家庭に育ってきている女性は、それが日常になってしまっているので、暴力を振るう男性とくっついてしまうということは感じております。

ですから、どう子どもを育てるのかとか、虐待のない家庭をどうやってつくっていくかがすごく大もとになっているとシェルターをやっているとつくづく感じているところですので、子どもの虐待に目を向けるのが大事だと思っています。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

○高山副会長 私は、この辺のことについては全くよくわからない分野ですが、今、いろいろとお話を聞かせていただきました。

ここに書いてある女性に対するあらゆる暴力の根絶について、暴力を受けた人をかくまったりというお仕事をずっとされていらっしゃるようですが、暴力を振るうような男性がいなくなればならないわけです。そうするためにはどういうことをしたらいいのか、実際にふだんお仕事されている中で感じるものがあれば教えていただければと思います。

○山崎委員 大人になって価値観が固まってしまって、女性はこうあるべきだ、それに従わなか

ったら暴力を振るってもいいのだという考えで50代、60代になってしまった人が直るかという、99.9999%ぐらい直りません。ではどうしたらいいのかという、まだ価値観が混沌として定まっていない若い世代に、暴力という手段を使わないで問題解決をすることの大切さが人とのコミュニケーションを円滑にするものなのだと教育現場で多くの大人が子どもたちに発信していくことが重要だと思います。それで、暴力を振るわない大人のロールモデルを一人一人がやっていくことに尽きると思っております。

○**広瀬会長** ほかにご意見はございませんでしょうか。

松本委員、まだ一言も発言されていないようなので、何かありましたらお願いします。

○**松本委員** 私も専門的な知識はありませんが、根底にあるのは、自分の思いどおりにならなかったときに、そのような行動に出てしまうということだと考えます。一番大切なのは、一人一人の心の充実ではないかと感じています。

若者世代に関して言えば、夫婦で家庭のことを取組むようになってきていると感じますし、自分の年代から上の方は、おのおのの持たれている考えを変えられない傾向があると思いますので、心のゆとりを持ちながら妥協点を見つけ、相手を思いやり、トラブルにならないようにうまくやっていくことが大事なことだと思います。

○**広瀬会長** それでは、最後の⑥と⑦に関してご意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

⑥は、国際的な評価、存在感を示したいということと、⑦は、地域の実情を踏まえた主体的な取り組みが展開されるような推進体制をつくりたいということがうたわれております。

○**三浦委員** 国際的な規範や基準の尊重に努めると第4次計画の109ページ目に出ていますが、これを読んですごく複雑な気持ちです。日本は女性差別撤廃条約を批准していますが、日本国内の状況はどうなのかについては、国連の女性差別撤廃委員会から厳しい勧告を常々もらっているわけです。国が実践していないことを何で道が実践できるのか、形だけ言っていますねという感じがして、どういうことなのか理解できません。

○**広瀬会長** ほかにいかがでしょうか。

私も同感です。というのは、国際社会の中で、去年の段階の男女平等度が101位です。もちろん先進国の中ではぶりっけつですし、そういう国が存在感を示そうというのは、ちょっと言い過ぎとか、そこまで持っていくのにどうやったらいいかを考えてよと言いたいところです。

それから、先ほどの山崎委員の発言でも、女性国会議員をふやしてほしいということがありました。確かに、施策に反映させようとしたら、政策策定過程に女性が介入しなければいけません。安倍さんは、女性を何割にしようとかクォーター制を採用する意思は全くないし、女性議員たちの集まりはありますけれども、なかなか進んでいません。クォーター制にするとこんなに変わるといのは結構いろいろな国で試されていて、そこまで踏み込まないでいながら国際的な評価を上げたいというのは、ちょっとないものねだりかと私も思います。

ほかにございますか。

○**伴辺委員** 私も同感です。やはり、順位を上げなければ意味がないと思います。まずは順位を上げることを考えてもらいたいと思っています。何というか、この順位は恥ずかしいですね。日本は大きな顔をしていられないという状況だと思いますので、同感です。

○**広瀬会長** ⑥について意見が出ましたが、⑦についてはいかがですか。何かございましたらお願いいたします。

○松本委員 私が住んでいる士別市は人口が2万人を切ってしまいました。皆さんもご承知のとおりですが、少子高齢化という問題は全国的な課題となっており、地方の人口減少は歯止めがかからない状況になっています。若者が地元で働きたいと言っても、働く場所がなく、都会に出て行ってしまうという流れができています。それぞれの地域により主たる産業があると思いますが、その産業を無くすことは雇用の場を喪失させるなど地方の疲弊を加速させていきます。毎年高齢化が進んでいく中で、人口減少、後継者不足、人材不足を解消しなくてはなりません。

今、一番望むことは、日本経済の回復と考えます。アベノミクスで経済効果が出ていると言われていますが、地方にまで経済効果が出ているかという点、正直に言って感じられません。地方を活性化させ、しっかりと経済の土台をつくり、魅力のある地域づくりを行うことが必要不可欠と考えます。色々な課題がありますが、今後、地域に子どもたちが残っていけるきめ細やかな政策が必要であり、男女ともに参画していくことが大事になってくると考えます。

○広瀬会長 ありがとうございます。
ほかにいかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 もしなければ、意見交換はここまでにしたいと思います。
次の議題に入りたいと思います。
その他として、皆さんから何かございましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 事務局から何かございますか。

○事務局 事務局から、次回の審議会についてご連絡させていただきたいと思います。
次回につきましては、9月の開催を予定しております。
日程調整につきましては改めて行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○広瀬会長 それでは、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。
どうもありがとうございました。

3. 閉 会

○三角女性支援室長 広瀬会長、高山副会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議をありがとうございました。

これをもちまして、平成28年度第1回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。
本日は、ご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

以 上